

平成 29 年 10 月 6 日  
消費者庁総務課

## 消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務について (消費者庁 LAN に係る現契約の状況及び今後の契約)

### 1 スケジュール

現契約である「次期消費者庁 LAN に係る機器の賃貸借及び保守，データセンター・回線，システム管理業務」（以下、消費者庁 LAN という。）及び「消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務」（以下、運用支援業務という。）については両契約ともに平成 29 年 12 月 31 日が終了日となっている。

### 2 徳島移転に係る検討

まち・ひと・しごと創生本部は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）」に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について検討を進め、平成 28 年 3 月 22 日には「政府関係機関移転基本方針」を決定したが、消費者庁は、徳島県からの提案を受け、施策・事業の執行に関する業務（執行業務と密接不可分に行うことが効率的な一部の政策の企画立案業務を含む。）について、ICT の活用等による試行（地方移転のメリット、デメリット面について、東京にある場合との比較検証を行う。）等を行い、移転に向けて 8 月末までに結論を得ることを目指すこととされた。

上記の試行を平成 28 年 7 月に実施し、その結果、同年 9 月 1 日、まち・ひと・しごと創生本部において「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」が決定され、消費者庁は、徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィス（「消費者行政新未来創造オフィス」）を置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とすることとなった。

移転の検討にあたっては、規模（庁全体なのか、部分的なのか、部分的ならばその規模はどのくらいか等を含）だけでなく、働き方改革に資する ICT 環境についても業務試行を踏まえ、検証を実施した。

### 3 消費者庁 LAN の更改に係る現況

平成 30 年 1 月 1 日には、更改後の消費者庁 LAN を稼働させる必要があり、平成 28 年度は、消費者庁 LAN 更改のための平成 29 年度予算要求を行う予定であった。

消費者庁 LAN の更改に係る予算要求を行うためには要件定義を行い、仕

様を確定し、事業者から見積りを取得しなければ要求する金額及び構築スケジュールがわからない。しかしながら、徳島移転検討結果が消費者庁 LAN の要件に影響することから、平成 29 年度予算要求に間に合わない状況となったため、予定していたスケジュールでの更改を見送り、平成 31 年 1 月から新たな消費者庁 LAN の更改を実施できるように準備を進めているところ。

#### 4 今後の契約に対する考え方

上記のとおり、平成 29 年度予算要求時は、徳島県への移転問題があり、消費者庁 LAN の更改時期が確定できなかったため、延長の複数年度契約を想定することができなかったが、その後、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」の開設を決定した。これに伴い、消費者庁 LAN の更改時期を平成 31 年 1 月に行う計画とし、「消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務」については、「平成 30 年 1 月から 3 月」と「4 月から 12 月」までの調達をそれぞれ実施することとした。

平成 30 年 1 月 1 日から 3 月 31 日の期間については、本来であれば、一般競争入札を実施し、引き続き市場化テストを行うべきところではあるものの、事業期間は 3 ヶ月の短期間となっており、新規の事業者が引き継ぎ等の初期投資を回収する期間等を配慮できない。一方で、現在契約中の事業者は、引き継ぎ等の初期投資が不要であることから、新たな事業者が参入する可能性は低い。

例年消費者庁では、1 月 4 日の午前中までに完了させなければならない人事異動のための端末の設置作業、アカウントの申請作業、利用者からの問い合わせ等の作業が（昨年度実績 211 件）発生しており、新規の事業者との契約となった場合、設計資料・管理表・申請書マニュアル等（約 400 種類以上の資料）の業者間の引き継ぎ直後では円滑な対応を望むことができない。

また、平成 30 年 4 月 1 日から 12 月 31 日の期間については、国庫負担行為債務の予算要求を行うことができなかったことから、平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの複数年度の契約ではなく 4 月 1 日付の契約となる。その為、新規の事業者の場合、引継ぎ期間が全くない状態で、新年度の人事異動のための端末設置作業、アカウントの申請作業、利用者からの問い合わせ等の作業を（昨年度実績 386 件）、契約開始日の午前中から実施することは不可能であり、端末利用に支障が生じる等職員の業務への影響が懸念される。一方で、現在契約中の事業者は、引き継ぎ期間が不要であることから、本来であれば、一般競争入札を実施し、引き続き市場化テストを行うべきところではあるものの、新たな事業者が参入する可能性は極めて低い。

さらに、本庁だけでなく消費者庁 LAN を追加敷設した「消費者行政新未来創造オフィス」の業務遂行にも影響が及ぶ可能性が高くなる。

現契約においては、運用等経費削減及び品質の維持等について、既に効果を得られていることから、「平成 30 年 1 月から 3 月」と「4 月から 12 月」

まで、それぞれ別途、現契約の請負業者と随意契約にて調達することを希望する。なお、現契約では「並行稼動期間を含む本番稼動開始前の準備」や「次期消費者庁 LAN システム移行に伴う運用業務の移行」の業務内容が仕様書に含まれているが、「平成 30 年 1 月から 3 月」と「4 月から 12 月」までの調達では、消費者庁 LAN の更改を実施しないため、それらの業務を除いた仕様内容で実施することとしたい。

以上